

岐阜県空家等対策協議会設置要綱

(目的)

第1条 県内における適切に管理が行われていない空家等の増加により生じる諸問題について、県民の生活環境の保全に必要な施策を総合的に推進することを目的として、岐阜県空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 空家等対策に係る対応指針の策定に関すること。
- 二 特定空家等対応マニュアルの策定に関すること。
- 三 空家等対策に係る各種施策の推進に関すること。
- 四 空家等対策に係る各種情報の共有に関すること。
- 五 その他、空家等対策に関し必要と認められる事項に関すること。

(構成等)

第3条 協議会は、別表に定める会員をもって構成する。

- 2 協議会に、会長を置く。
- 3 会長は岐阜県都市建築部長をもって充てる。
- 4 会長に事故等があり職務を遂行できないときは、あらかじめ会長の指名する者が職務を代行する。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会員を追加することができる。

(協議会の招集等)

第4条 協議会は、会長が招集し、これを主宰する。

- 2 協議会の議長は、会長をもって充てる。
- 3 協議会は、会員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 4 協議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長が必要と認めるときは、会員以外の者に出席を求めることができる。
- 6 会員は、会議に代理人を出席させ、表決を委任することができる。この場合、表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。
- 7 会議は、必要に応じて書面による開催とすることができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、岐阜県都市建築部住宅課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月8日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年7月27日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年7月4日から施行する。

附 則
この要綱は、平成29年7月14日から施行する。

附 則
この要綱は、平成30年6月11日から施行する。

附 則
この要綱は、令和元年5月31日から施行する。

附 則
この要綱は、令和2年6月30日から施行する。

附 則
この要綱は、令和4年9月5日から施行する。

(別表)

会員 (順不同)
市町村担当部長 (課長)
一般社団法人 岐阜県建築士事務所協会 会長
公益社団法人 岐阜県建築士会 会長
一般社団法人 岐阜県建設業協会 会長
一般社団法人 岐阜県建築工業会 会長
公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会 会長
公益社団法人 全日本不動産協会岐阜県本部 本部長
岐阜県不動産コンサルティング協会 会長
一般社団法人 岐阜県解体工事業協会 会長
岐阜県司法書士会 会長
岐阜県土地家屋調査士会 会長
公益社団法人 岐阜県不動産鑑定士協会 会長
岐阜県住宅供給公社 理事長
岐阜県空き家管理業協会 会長
住宅金融支援機構 東海支店 副支店長
岐阜地方法務局 不動産登記部門 首席登記官
岐阜県しろあり対策協会 理事長
岐阜県行政書士会 会長
公益社団法人 岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長
岐阜県警察本部生活安全部長
岐阜県都市建築部長